

# 島根県立図書館 館内用資料収集要領

島根県立図書館収集方針に基づき、館内用資料の収集要領を次のとおり定める。

## I 一般図書

### 1. 収集範囲

全分野にわたり、資料価値及び利用状況を考慮して体系的に収集する。その基本は収集方針による。ただし次の事項に該当する資料は原則として収集しないが、郷土資料についてはこの限りではない。

- ①学習参考書及び各試験問題集
- ②低俗な実用書、娯楽書
- ③特許資料
- ④プライバシーを著しく損なうおそれがある資料
- ⑤書き込みなどを目的として編集された資料
- ⑥形態的に見て変形、簡易な造本等、取扱いに支障がある資料
- ⑦内容が高度で利用が極めて限定される資料

### 2. 収集上の留意事項

#### (1) 一般事項

ア. 著作事項については次の点に留意する。

- ①著者は信頼性があり、かつその分野における適任者である。
- ②出版者は信頼性がある。
- ③版次は単なる増刷でなく、実質的な改訂版である。
- ④索引、参考文献が充実している。

イ. 新しく展開しつつある主題に留意する。

ウ. リクエストについては、収集方針に反しない限りできるだけ収集する。

エ. 基本的な図書で未収集のものについては、計画的に収集する。

#### (2) 各種図書事項

ア. 共通事項

##### ①趣味、娯楽に関する図書

趣味、娯楽に関する図書は、厳選して収集する。

##### ②文学作品等

文学作品等については、定本を重視する。

##### ③概説書、専門書等

各分野の定評ある概説書、入門書、学説史、専門書等については幅広く収集する。

##### ④法律の逐条解説

法律の逐条解説については、積極的に収集する。

⑤古典

古典及びこれらに関する注釈書、研究書等については幅広く収集する。

⑥全集、個人全集、そう書等

全集、個人全集、そう書等については、各分野にわたり計画的に収集する。ただし予約限定版については、必要な場合、時宜を失しないようにする。

⑦伝記

著名人の伝記及びこれに関する研究書については、幅広く収集する。

⑧官公庁刊行図書

官公庁刊行図書等については、計画的に幅広く収集する。

⑨受賞作品、ベストセラー書等

定評ある受賞作品、注目すべきベストセラー書、話題書等については、幅広く収集する。

⑩出版社そう書

定評ある出版社そう書については、資料価値あるいは利用価値を考慮して継続収集を図る。

⑪復刻版

資料価値の高い復刻版については、できるだけ収集する。

⑫文庫本等

原則として次の文庫等を収集する。

- (a) 継続収集を定めた文庫本等
- (b) 文庫本等以外の形態のものが絶版等で入手できないもの
- (c) 他の形態のもので、その分野で代替できる図書がないもの

⑬豪華本、限定本等

豪華本、限定本等については、慎重に検討のうえ収集する。

⑭海外出版物

原則として次の海外出版物を収集する。

- (a) 基本的な図書、実用書
- (b) 著名な文学作品、外国語に翻訳された日本文学作品
- (c) 日本に関する図書、日本文化を紹介した図書
- (d) 主要国及び近隣諸国の国情を紹介したもの

⑮漫画本

漫画本については、原則として収集しない。収集する場合は、評価の定まったもの或いは学習漫画等厳選する。

イ. 部門別事項

①人文科学

- (a) 心霊研究、占いなどに関する図書は、厳選して収集する。
- (b) 人生訓に関する図書は、精選して収集する。
- (c) 布教を目的としたものは収集しない。
- (d) 歴史、地誌については、定評ある各国史誌を積極的に収集する。

- (e) 自治体史は積極的に収集する。
- (f) 旅行ガイドブックの主要なものは、必要に応じて最新版に更新する。
- (g) 芸術書について、参考調査に役立つ写真、図版を多く取り入れたものは、できるだけ収集する。
- (h) 日本語を習得するための図書はできるだけ収集する。
- (i) 文学については、作品・作家研究、評論、研究書を中心に収集する。

## ②社会科学

- (a) 図書館、図書館学に関する図書は、積極的に収集する。
- (b) 主要なコンピュータソフトウェアに関する図書は、最新版に更新するよう努める。
- (c) 各国事情に関する図書は、各々の国をもれなく収集するよう努める。
- (d) 現行教科書については、県内の小中学校で使用されているものに限り収集する。
- (e) 法律に関する図書は、入門書から専門書まで幅広く収集する。特に法令の制定や改正などに留意する。
- (f) 最新の業界・市場動向や就職、起業、資格について解説した図書は、幅広く収集する。

## ③自然科学

- (a) 科学技術書については、学問的水準を保ちながら、平易な記述と、新しい研究成果や技術革新・進歩、豊富な図版等を充分に取り入れていることを考慮する。
- (b) 医学書については、医学上定説となっていない治療法等に関する図書は慎重に取扱う。
- (c) 生活科学に関する図書は、日常生活に役立つ実用書も精選して収集する。

## II 参考図書

参考調査に役立つものを、全分野にわたり積極的に収集すること。なお、参考図書の範囲は次のとおりとする。

事典、辞典、年鑑、統計書、白書、要覧、ハンドブック、図鑑、名鑑、年表、地図、地形図、目録・索引、逐次刊行物、DVD-ROM等のデータベース類等

## III 郷土資料

郷土資料とは次のものをいう。

- ① 島根県に関するもの
- ② 歴史的、経済的、文化的に島根県と深いかかわりのある隣接地域に関するもの
- ③ 郷土人文庫資料、ヘルン文庫資料

### 1. 収集範囲

#### (1) 一般郷土資料

著作物、逐次刊行物、行政資料、小冊子、パンフレット類、古文書・古記録、マイクロフィルム等、その形態に関わらず収集する。

## (2) 郷土人文庫資料

次の事項に該当する者の著述、翻訳、編集、抄録等

- ①島根県出身者で島根県在住の者又は在住した物故者
- ②著名な島根県出身者で県外在住の者又は在住した物故者
- ③島根県に深いかかわりのある県外出身者で島根県在住の者又は在住した物故者
- ④島根県に深いかかわりのある県外出身者で島根県内在職の者又は在職した物故者

## (3) ヘルン文庫資料

ラフカディオ・ヘルン（小泉八雲）に関する資料

## 2. 収集上の留意事項

- (1) 島根県に関する資料、郷土人文庫資料、ヘルン文庫資料については積極的に収集する。  
また、隣接地域に関する資料については、必要なものを収集する。
- (2) 郷土資料モニター制を十分に活用し、全県の資料情報を入手して収集にあたる。
- (3) 入手不可能な資料は、著作権に留意しつつ積極的に複製等の方法で収集する。
- (4) 郷土に係わる二次資料類（記事情報、人物情報、書誌情報、索引情報など）も収集する。
- (5) 未収集のもので資料的価値又は利用価値のあるものは、計画的に幅広く収集する。
- (6) 複本については次の点を考慮する。
  - ①利用ひん度の高い資料
  - ②資料的価値が高く、かつ限定的出版等で将来入手困難と思われる資料

## IV 子ども・ジュニア向け資料

### 1. 収集範囲

子ども（幼児、児童）の学習に役立ち、豊かな人間性をはぐくむためにふさわしい図書、逐次刊行物、紙芝居等を収集する。中学生、高校生を対象としたジュニア向け資料についても積極的に収集する。

### 2. 収集上の留意事項

#### (1) 一般事項

ア. 著作事項については次の点に留意する。

- ①著者、出版社は信頼性がある。
- ②参考図書における索引、参考文献が充実している。
- ③造本が堅ろうである。

イ. 内容事項については次の点に留意する。

- ①記述が正確である。
- ②低俗でなく健全である。
- ③子どもの想像力を高め、感情を豊かにするものである。
- ④子どもの要求や能力に合致したものである。

ウ. 表現事項については次の点に留意する。

- ①子どもの発達段階に適した表現をしている。
- ②美しく正しい言葉づかいがされている。

## (2) 各種図書事項

### ア. 参考図書

各分野にわたり、調査研究に役立つ調べ学習用の資料（事典、辞典、図鑑、年鑑等）を収集する。

### イ. 全集、そう書

児童図書はシリーズで出版されることが多いが、出版形式にとらわれず、個々の図書ごとに判断する。

### ウ. 古典、昔話の再話もの

できるだけ原著の内容、表現等を正確に伝えている。

### エ. 翻訳もの

原文の意味を正確に伝え、理解しやすく翻訳されている。

### オ. 伝記

被伝者が歴史的、社会的にかかわった事実が正確に描かれ、また、被伝者の人間性が欠点を含めて十分に描かれている。

### カ. 科学

わかりやすい記述と、新しい科学情報が盛り込まれている。また、絵や写真が正確で、描写が細部まで行われている。

### キ. 絵本

ストーリーは子どもにふさわしいもので、絵がストーリーを語り絵と文が一体化している。また、絵は子どもにとってふさわしいものである。

### ク. 外国語図書

各国で評価の高いものをできる限り収集する。

## V 子どもの読書研究資料

### 1. 子どもの読書に関する研究書

読書指導書、児童文学研究書等を収集する。

### 2. その他の研究書

子どもの読書に関連するその他の資料を収集する。

## VI 逐次刊行物

逐次刊行物とは、同一誌名で巻号記号を持ち、終期を予定しない継続刊行物をいう。

### 1. 収集範囲

#### (1) 新聞

わが国の代表的な全国紙及び中国地方、島根県の主な地方新聞を収集する。専門紙、業界紙は、各分野の主要なものを厳選して収集する。また、スポーツ紙、児童紙は、代表的なものを収集する。外国語新聞は、国内発行の主要なものを中心に収集する。

#### (2) 一般雑誌

社会的評価の高いものを、各分野にわたり幅広く収集する。大衆・娯楽誌においては、市町村図書館の所蔵状況を考慮し収集する。外国雑誌については、主要国及び近隣諸国の国情

を的確に紹介し、世論を代表するような一般誌のみ収集する。

### (3) 学術雑誌

研究紀要、学会誌などの学術雑誌は参考調査資料として、計画的に収集する。

## 2. 収集上の留意事項

(1) 欠号が生じないように留意するとともに、欠号が生じた場合はすみやかに補充する。

(2) 参考調査に役立つものは、参考図書として受け入れる。

## VII パンフレット類

特に参考調査に役立つものに限り収集する。

## VIII 複写資料

貴重な原本の保存のため、または未所蔵の貴重な資料の収集のため、マイクロフィルム、電子式コピー、デジタル化等により収集を図る。

## IX 電子媒体資料

CD、DVD等、適宜必要に応じて収集する。その際、利用の制約の有無など、資料の取り扱いに関する条件に留意する。

## X 障がい者、高齢者向け資料

大活字本、朗読CD、デージー図書、点字図書等、様々な利用に適した資料を適宜必要に応じて収集する。

## XI オンラインデータベース

調査に有効であり、データベースとして信頼性が高いものを導入する。その際、検索の利便性や効率の他、契約期間やアクセス数、利用の制約について等、データベースの取り扱いに関する条件にも留意する。

## XII その他

寄贈資料については、上記の方針を準拠する。まとまった資料群としての寄贈は、内容を吟味のうえ、利用方法・保存場所等も含め、適宜検討する。

なお、資料の選定を行うときは、収集方針、収集要領にそって、各分野ごと、年度当初に一年間の重点収集方針を定め、収集するものとする。

## 附則

この要領は、昭和54年4月1日より施行する。

この要領は、平成26年4月1日より改正施行する。